

特別講演

私立歯科大学の現状と未来

大友 克之
朝日大学学長

近年、多くの歯科大学において志願者が減少し、基礎学力を有する有意な人材の確保に難渋している。その背景には多くの問題点が複合的に絡み合っている。文部科学省は歯学教育の改善・充実に関して調査研究協力者会議を立ち上げ、2009年1月にはその第一次報告として「確かな臨床能力を備えた歯科医師養成方策」を示し、その後、2012年12月には「歯学教育の質向上のための施策の方向性」を報告している。一方、中央教育審議会は2012年8月に「新たな未来を築くための大学教育の質的変換に向けて」と題し、中長期的な大学教育の在り方について今後の具体的な改革方策を示している。

社会情勢の変化、特に18歳人口の減少および超高齢社会の到来、歯科疾病構造の変化および歯科医療内容の進歩に伴う歯科医師の活躍の場の拡大など直面している課題はさまざまあるが、われわれ私立歯科大学は、わが国の歯科医療に貢献する歯科医師の約75%を養成してきた。17校からなる日本私立歯科大学協会は平成25年度の事業計画のなかで対応すべき12の課題を挙げている。

歯科大学の果たすべき役割は、将来の国民口腔保健向上に資する歯科医師を育成することにある。そのためには改めて医科、薬科、また社会科学といった学際領域の教育を充実させ、患者への医療行為のみならず口腔衛生思想を教導しうる質の高い知識と人間性を涵養することが急がれる。

ところで次世代の歯科医師養成という視点に立ったとき、本当に歯科医師は過剰なのであろうか。そのときに求められる歯科医療行為とはどのようなものなのであろうか。現在の学部生たちが社会の第一線で活躍するであろう20年後のわが国の人口動態を示しながら、その点についても提言したい。

略 歴

昭和41年 東京都生まれ 医学博士（専門：整形外科）
平成3年3月 昭和大学医学部卒業
平成3年5月 順天堂大学医学部整形外科教室入局
平成5～7年 国立がんセンター中央病院にて研修
平成9年3月 順天堂大学大学院医学研究科修了
平成9年4月 朝日大学へ赴任

平成9年 国立医療・病院管理研究所にて研修
平成16年 朝日大学歯学部教授
附属村上記念病院副病院長、学生部長、副学長などを歴任
平成20年10月 学長（現在にいたる）

教育講演

歯科医療における医療紛争の対策
—裁判が歯科医師に求めているあるべき医療水準とは—

永松 榮司

永松・横山法律事務所所長, 弁護士

歯科医療の紛争にも種々の紛争がある。しかし、歯科医師と患者間の特に大きな紛争は医療訴訟事件である。では、司法（裁判）が医療の過誤事件を判断する場合、“何を基準”に判決するのであろうか。裁判官（所）は歯科・医科については全く素人である。その素人が判決をするには、その判断の根拠となるべきメルクマールが必要である。最高裁はこの点につき、次のように判示し現在もこれが定着している。すなわち、「歯科医師（医師）は診療当時のいわゆる臨床医学の実践（現場）における（あるべき）医療水準に従って治療を行うべき（平成7年6月9日判例時報1537号3頁、補足意見・研鑽義務も含む）」である、というものである。

そこで、この臨床現場の“あるべき”医療水準の指針とは何か、が次に問題となる。これがまさしくEBMによる多数症例の研究の集積に基づく改訂・研鑽による「医療（診療）ガイドライン」である。当該ガイドラインは、医療訴訟では単なる医療文献（成書・論文）とは証拠価値（判例タイムズNo.1306号60～70頁）において全く異なる。最高裁は、すでに医薬品や医療機器についても添付文書と異なる投与・使用等の場合、いわゆる“過失の推定論（能書判決）”を採用（平成8年1月23日判例時報1571号57頁）している。

これら最高裁の判例の傾向からして、医療訴訟における「医療（診療）ガイドライン」の位置づけ（証拠価値）は高く、これから逸脱した処置は、それ相応の医学的根拠とEBMに基づく積極的証拠等合理的な特段の事由が必要不可欠といえる。したがって、訴訟も含む歯科の医療紛争にはインプラントなどの口腔外科はもちろんのこと、根管治療・抜歯・歯周病などの口腔内科でも統一された「医療ガイドライン」が必要不可欠である。そしてこの策定またはそのコーディネイトこそが「歯科医療管理学の今、そしてこれから」の喫緊のテーマの一つと確信する。

歯科医療のあらゆる分野に素人の行政・司法に医療現場の声を届けることが何よりも医療紛争への対策であり、貴学会の社会的責任と思料する。

経歴

昭和54年東京弁護士会弁護士登録。以後、一般事件を処理するかたわら東京地方裁判所において、破産管財人・和議管財人・整理委員・特別清算人などを歴任し、多数の会社・個人の破産や再建などの業務に携わる。平成13～22年まで、東京地裁の建築紛争専門調停委員を歴任。当該業務と同時に平成2年より朝日大学（岐阜歯科大学）、明海大学（城西歯科大学）の役員および非常勤講師を務めるかたわら、もっぱら開業歯科医の紛争現場に携わり、現在にいたる。

＜主な著書＞

『歯科医院法務入門』（クインテッセンス出版）
『口腔外科ハンドマニュアル'05, '06, '11』（共著、クインテッセンス出版）
『歯科医療の安全管理 支援いたします!』（共著、ヒョーロン・パブリッシャーズ）

大会長講演

私の考える歯科医療管理学

磯崎 篤則

朝日大学歯学部口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野教授

歯科医療管理学を総山孝雄先生は「歯科医師が診療を通じて歯学を患者に応用する場合の応用上の諸問題を考究する学問」とされ、増田勝美先生は「歯学を社会に適応させる諸々の条件と方法を考究する学問」とされている。

総山先生は、基礎歯学、臨床歯学のなかから、純粋な歯学の研究では解決できない分野を取り扱う社会歯学の必要性を述べられ、そのなかには「口腔衛生学」「公衆歯科衛生学」、関連する物として「倫理学」「歯学史」を含めておられる。そして、現実社会への歯学応用を考究する学問として「歯科医療管理学」と「歯科社会学（社会歯科学）」を位置づけられている。この考えの背景には、「歯科医療管理学」は個人を対象に考える学問、「歯科社会学」は社会、公衆を対象とする学問ということにあった。しかし、1989年頃、社会の制度の変化に対応した歯科診療を展開するためには、この両者を分けて考えることの難しさを指摘している。したがって、増田先生は、歯科医療管理学を「社会に適応させる」と守備範囲を広げた考えを示したと考えられる。

永山、高津先生らは、『歯科医療管理』という出版物のなかで良質の医療を患者に提供することを考究する学問体系と述べている。私もこの考え方が根底にあって、臨床管理（診療管理）や医療制度を理解したうえでの経済学に準拠した経営管理が歯科医療管理学と考えている。

朝日大学では、社会歯科学と歯科医療管理学を分け学生教育している。社会歯科学の分野は最近国家試験に出題される範囲を教育し、歯科医療管理学は学生のコア教育を超えた位置づけで教育している。担当講師の先生のおかげで学生には好評で、「歯科医師になる励み」を講義していただいている。

今回このような機会をいただいたので、他大学での現状とこれからの大学教育に導入するための糸口を探りたいと考えている。

略歴

昭和26年8月19日生まれ（大阪府）

昭和52年 岐阜歯科大学卒業

岐阜歯科大学助手 口腔衛生学講座

昭和58年 岐阜歯科大学講師 口腔衛生学講座

昭和60年 朝日大学講師（同上）（大学名変更による）

平成元年 朝日大学歯学部助教授（同上）

平成8年 朝日大学歯学部助教授 社会口腔保健学講座

平成15年 朝日大学歯学部助教授 口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野

平成15年10月1日～ 朝日大学歯学部教授 口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野

平成22年12月～ 朝日大学評議員

平成25年4月～ 朝日大学歯学部長

<役職>

日本口腔衛生学会 理事、評議員、認定医委員会委員長、フッ化物応用委員会委員

日本歯科医療管理学会 理事、評議員

東海学校保健学会 評議員 など

<主な著書>

『フッ化物応用の科学』（口腔保健協会）

『フッ化物ではじめるう蝕予防』（医歯薬出版）

『新予防歯科学』（医歯薬出版）

『臨床家のための口腔衛生学』（永末書店）

『歯科衛生士のためのフッ化物応用』（クインテッセンス出版）

シンポジウム 1

歯科医療管理学教育の現状と今後

—経営管理について—

永山 正人

日本歯科医療管理学会会長，永山ファミリー歯科院長

本学会の目的にある「歯科医療に関連した近代的諸科学を広く導入研究することによって，医療の内容の向上と経営の合理化を図る」を実践するためには，経営管理（マネジメント）は歯科医療管理学のなかでも重要な位置づけになっています。

まず，経営とは何かをしっかりと理解することが大切です。経営とは，儲けることではありません。テレビなどで有名なドラッカーは次のように述べています。つまり，「利潤動機やそれから派生する利益最大化の概念は事業の機能や目的やマネジメントとは無関係である。利益は結果であって目的ではない」と述べています。

経営管理はわれわれが診療所経営で日々遭遇する問題解決の知識と技術と考えています。したがって，人を雇用し，歯科医療を提供し，治療費をいただいて経済活動をしている管理者は誰もが学ばなければならないものです。

当日は，現在の歯科診療所の経営管理的問題を解決するために「歯科医療管理」の利用についてお話しします。

略 歴

昭和 50 年 日本歯科大学卒

昭和 63 年 日本歯科大学博士課程修了（歯学博士）

平成 11 年 （国立）小樽商科大学大学院修了（商学博士）

平成 9 年～ 北海道医療大学歯学部非常勤講師（歯科医療管理学）

平成 24 年～ 日本歯科大学客員教授（歯科医療管理学）

平成 24 年～ 日本歯科医療管理学会会長

シンポジウム1

歯科医療管理学教育の現状と今後

—医療安全管理について—

伊東 隆利

医療法人伊東会伊東歯科口腔病院理事長・院長

現代医療は危険に満ちている。患者の高齢化が進展し、合わせて医学的管理を受けている有病者率も高くなり、ハイリスクである。また社会の多様化に伴い、患者の要望も権利意識も高くなっている。一方、医療者側にも安全な保存療法よりもより根治的・手術的な療法が進歩し、攻撃的な医療が求められ、ハイリスクである。このような医療は高度機器の活用とチーム医療で行われ、医療者間のコミュニケーション不足からきた不幸な報告もある。また臨床教育がシステム化されていないために低レベルにとどまっている場合もある。

このような状況は歯科界においてもしかりである。この解決にはコミュニケーションスキルとともにシステムを見直し、患者と医療者の間に「医療安全」という橋をかけることが深い「溝」となった、あるいは広い「川」となった難問を解決する糸口になる。

橋脚は医療者としての使命感、専門家としての知恵・スキル、セーフティネットとしてのシステムづくり、設備・環境の充実で構築されるべきであろう。

安全管理を中心として法的な問題についても言及する。

略 歴

昭和43年 日本大学歯学部卒業

昭和47年 鹿児島大学大学院医学研究科修了（医学博士）

昭和50年 伊東歯科医院（熊本市）勤務

平成20年 医療法人伊東会伊東歯科口腔病院理事長・院長

厚生労働大臣表彰（平成12年）、日本歯科医学会会長賞（平成22年）受賞

シンポジウム 1

歯科医療管理学教育の現状と今後

—診療管理について—

大橋 たみえ

朝日大学歯学部口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野准教授

1章 歯科医療と患者の権利と、歯科医療と倫理については、歯科医師国家試験でも必ず問われる分野であり、歯科医師を志す者であれば必ず理解し習得しなければならない。

2章 歯科医師の社会的役割として、歯科医師法、医療法、刑法、民法、および健康保険関連法との関わりが示されている。これら関連法についても歯科医師国家試験の必修項目である。

3章 診療情報管理では、多様化する医療情報の定義、カルテの電子化と有用性、利用方法、歯科に関する医療記録と、記載事項や、保存期間・保存義務者などがわかりやすくまとめられ、また、診療情報の提供、診療記録の開示の必要な手続きも記載されており、チーム医療としての歯科診療の指針となる情報が示されている。診療情報開示については、個人情報保護法により歯科診療所は、個人情報取扱事業者としてガイドラインの遵守が義務づけられており、コンプライアンスの面からも熟知しておくべきである。

以上のことは、現役歯科医師のみならず歯学部学生においても、歯科診療を行っていくうえで必要であり、今後の歯学部教育のなかで実務に役立つ知識として、卒業前から十分理解しておかなければならないと考える。

略 歴

歯科医師 博士（歯学） 労働衛生コンサルタント 介護支援
専門員

昭和 62 年 3 月 朝日大学歯学部卒業

昭和 62 年 4 月 朝日大学助手

平成 8 年 7 月 朝日大学講師

平成 14 年 10 月 朝日大学歯学部准教授（口腔感染医療学講座
社会口腔保健学分野）

シンポジウム2

継承される歯科医院のノウハウは —当医院における継承と現在の現状—

織田 展輔

織田歯科医院

当歯科医院の歴史は初代信福が明治18(1885)年に歯科医業開業試験に合格し、翌19年に高知にて開業したところからスタートし4代127年継続している。現在の医院は大正14年に落成し、第二次世界大戦の空襲や南海大地震などを乗り越え現在も活用している。私は補綴学分野の大学教官として長く教育や臨床に従事し今年の3月に退職後、父である4代目院長と2人で治療を行っている。親戚には歯科医師が非常に多い環境で育ち、自分も歯学部に進学することとなった。高知に帰ってまだ3カ月ということで今回のテーマに沿った話ができるか不安ではあるが、当医院に対する自分の印象、歯科医院の継承に関し、いま私自身が直面している問題点や将来への展望、元大学教官として現在の大学や国家試験における現状などに関してお話ししたい。

略 歴

平成11年 東京医科歯科大学 卒業

平成15年 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 修了

平成17年 岩手医科大学歯科補綴学第一講座 助手

平成21年 岩手医科大学歯科補綴学第一講座 講師

平成24年 岩手医科大学補綴・インプラント学分野 講師

平成25年 織田歯科医院 勤務

シンポジウム 2

継承される歯科医院のノウハウは
—友誠会有馬歯科医院の四代にわたる事業承継について—

有馬 誠亮

医療法人社団友誠会理事長

当院は約 100 年前に開設、四代続く歯科医院である。東京都目黒区青葉台で開業してきた。また四代にわたり、全員が東京歯科大学の卒業生である。

初代は、甲府で通信教育を受け歯科医師になり、現在とほぼ同じ場所で開業した。

2代目は、世田谷上馬に分院を開設し、日産生命に社内診療室を設置するなど業容を拡大した。

3代目は、奥まった場所から医院を大通り沿いへ移転した。その後、分院は売却し日産生命院は閉院した。その父は7年前に57歳で急逝した。

当時、私は卒後2年目であったため大学病院に残り、母が勤務医を院長として事業を継続した。そして一昨年から4代目として私が医院に戻り現在にいたっている。

激戦区の中なかで四代にわたり歯科医業を継続できた要因は、地域の患者に支持され続けたことにあると考える。私は、この歴史ある医院を必ず次の世代に渡したいと考えている。

略 歴

昭和 52 年 東京都出身

平成 14 年 東京歯科大学卒業

慶應義塾大学歯科・口腔外科入局

平成 22 年 医療法人社団友誠会理事長就任

平成 24 年 慶應義塾大学歯科・口腔外科退局

慶應義塾大学歯科・口腔外科非常勤歯科医師（補綴班）に就任



シンポジウム 2

継承される歯科医院のノウハウは —医院継承における営業権とは—

角田 祥子

株式会社ネクサスパートナーズ代表取締役社長

診療所に従事する歯科医師の平均年齢は平成20年、はじめて50歳を超えた。

今後歯科医師の高齢化に伴い歯科医師のリタイアが増加する。そのようななかで、歯科医院の承継をしようとしている人は非常に少ない。つまり、子供が歯科医師になっていない場合、院長のリタイアと同時に医院は閉院するか、また承継する場合でも、閉院した後に居抜きで歯科医院を売却するという形式がほとんどである。

本来、事業は永続性を求めることによって、そこに人材が育ち、組織ができ、さらに組織風土ができ、組織文化ができる。歯科医院も企業と同様、その組織や風土、文化を創り、次世代に承継しうる。

つまり、歯科医院にも永続性を求めることができ、その結果、承継によって引き継ぐものの価値も大きい。

では承継によって引き継ぐものは何か。医業用の資産であり、人（スタッフ）であり、患者さんである。さらに目に見えない価値がある。これが重要な価値であり、これは会計的にいえば「営業権」であり「のれん」である。

ではこの「営業権」「のれん」とは何か。またこの「営業権」「のれん」の価値はどのような算定をするのか。この点についての考え方（私見）をお伝えする。

略 歴

昭和29年5月17日生まれ

昭和52年 大阪府立大学経済学部経営学科卒業

昭和53年 税理士合格

平成3年 医業経営コンサルタント登録

交野市固定資産税評価審査委員

財団法人循環器病研究振興財団 監事

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 歯科専門委員

認定医教育講座

安全・安心・信頼の歯科医療

白土 清司

日本歯科医療管理学会副会長

日本歯科医療管理学会では、「歯科保健医療福祉・介護の質を確保して安全・安心・信頼の歯科医療を提供できる歯科医療機関のあるべき姿を探求し、それを推進できる歯科医師を育成し、国民に適切な歯科医療を提供すること」を目的として、認定医制度を設置することが、平成22年度本学会理事会・評議員会・総会にて承認された。その後、認定医制度検討委員会および常任理事会にて、認定医制度の検討を重ね、平成23年7月の理事会・評議員会・総会では平成24年度からの認定医制度発足が承認され、平成24年4月より認定医制度を発足させ、昨年度102名の認定医の登録を行った。

「安全・安心・信頼の歯科医療」の提供を目的として認定医制度を発足させたが、われわれが提供する歯科医療における安全・安心・信頼を患者の立場に立って考えてみる必要がある。今回の認定医研修会では、認定医制度の原点と考えられる「安全・安心・信頼の歯科医療」について一緒に考えてみたい。

略歴

昭和28年1月29日福岡県直方市生まれ(60歳)
 昭和53年3月九州歯科大学卒
 4月九州歯科大学大学院歯科矯正科入学
 昭和57年3月同大学院修了 歯学博士(歯博甲第142号)
 昭和59年4月白杵市にて白土歯科医院開業(平成4年から医療法人に変更)

<主な役職歴>

平成6年4月～平成15年3月 大分県歯科医師会理事(医療管理担当)
 平成12年4月～平成15年3月 日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会理事
 平成15年4月～平成18年3月 大分県歯科医師会常務理事
 平成15年4月～平成18年3月 日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会常任理事
 平成15年4月～平成18年3月 日本歯科医師会税務会計ソフト作製臨時委員会委員長

平成17年4月～ 大分県警察嘱託歯科医(白杵・津久見署)
 平成18年4月～平成21年3月 日本歯科医師会税務委員会副委員長
 平成18年4月～平成24年3月 日本歯科医療管理学会常任理事
 平成21年4月～九州歯科大学非常勤講師(歯科医療管理学)
 平成22年4月～九州大学歯学部非常勤講師(歯科医療管理学)
 平成24年4月～日本歯科医療管理学会副会長
 平成24年7月 日本歯科医療管理学会認定医取得(第2号)

<主な著書>

『これだけは押さえておきたい「歯科医院経営に必要なコンプライアンス31」』(高津茂樹, 他編(執筆), ヒョーロン・パブリッシャーズ, 2007)
 『歯科医療管理—医療の質と安全確保のために—』(日本歯科医療管理学会, 編(執筆), 医歯薬出版, 2011)